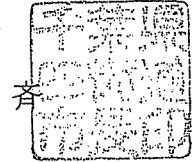


平成27年4月15日

みそら自治会

会長 中村 信正 様

四街道市長 佐 渡



ごみ処理施設問題についての市と自治会との交渉の基本的取り決め事項  
に対する意見・要望について（回答）

春暖の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、貴自治会におかれましては、市ごみ処理行政につきまして並々ならぬご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年4月6日付けごみ処理施設問題についての市との交渉の基本的取り決め事項に対する意見・要望について、下記のとおり取りまとめましたので、ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。

今後とも本市ごみ処理行政に対しましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【意見、質問等】

- ① 対市交渉委員会の位置づけ及び権限、役割をお示し下さい。
- ② 貴自治会からの文書1の注：第一回目の交渉会は、みそら自治会の総会終了後から4月末のできるだけ早い時期に行うものとするがありますが、第一回目の交渉会の議題は何ですか。
- ③ 貴自治会の提案する傍聴者の範囲についてはみそら住民に限定されておりますが、ごみ処理施設問題に関しては市民全体に関わる全市的問題である事から、傍聴はみそら住民に限らず、四街道市民であれば誰でも傍聴できることとしていただきたい。
- ④ 交渉会の開催は、月1回以上行うものとするが、四街道市議会開催月においては必ずしも月1回以上の開催頻度とするものではない。

## 【追加事項等】

- ・交渉会の時間は概ね2時間としていただきたい。
- ・交渉会において議題としたい内容については、開会日の10日前までに双方の事務局に通告するものとする。市の事務局は環境経済部廃棄物対策課に置くものとする。
- ・双方の事務局に意見・質問等がある場合にあっては、文書にて提出するものとし、回答を求めるものにあつては、文書事務処理上15日間以上の期間を設けるものとする。
- ・交渉会の議事録並びに配布文書については、情報公開の対象となる。
- ・市及び自治会は、交渉会の概要を各々が発行する広報紙等に掲載する事ができる。